

住む人・使う人が主人公！

私たちは住む人・使う人の
立場に立って設計しています。
お気軽にご相談下さい。

京都建築事務所

〒 604-8083
京都市中京区三条柳馬場東入中之町10
代表取締役社長 川下 晃正
TEL (075) 211-7277
FAX (075) 211-7270
<http://www.kyoto-archi.co.jp/>

釜ヶ崎のまち短期留学

—— 社会問題として貧困を野宿をとらえる ——

2016年2月16日 (火) 10時～16時 (予定)

参加費：4000円(昼食つき) 場所：調整中(西成区内) 定員：25人

●歩いてみよう！——釜ヶ崎のまち地域見学

案内：水野阿修羅さん (メンズサポートルーム大阪)

●釜ヶ崎を社会の1単位として考える (仮題)

講師：生田武志さん (野宿者ネットワーク)

申込・お問い合わせ ● **総合社会福祉研究所**

TEL06-6779-4894 FAX06-6779-4895 E-mail:mail@sosyaken.jp

HPからもお申込できます！→<http://www.sosyaken.jp/>

『1億総活躍』に障害がある わたしたちは入っているのですか？

——大阪 ふたかみ福祉会はびきの園に通うなかま——

二〇一五年度の報酬改定の影響で、はびきの園に「年間四〇〇万円の減収がおそった」。生活介護、就労B事業は軒並み単価の引き下げが行われました。利用者七一名。就労移行は、就職に結びつかないと減額。二年間にわたって就労に結びつかなかったらペナルティー、というしくみは、現実の、とくに精神・知的障害者には向き合えないものです。障害のある人たちの働きたいという願いは断れません。賃金という形に結びつかなくても、職員といっしょに社会参加ができることの意味はたいへん大きいのです。



木工班の朝の打ち合わせをのぞきました。毎月の事業目標に近づけるために、毎日の作業で、一人ひとりの製品作成目標を出し合います。カスタネット、カーテンレール、引越しの紙袋などをつくります。





引越しの布団収納用の紙袋をつくっています



カーテンレールをくみだしています



紙を折りたたんで、テープを貼ります



職員となかまとのコミュニケーション



就労移行事業をやめた事業所も増えています。また、当事者の高齢化、もちろん親の高齢化という問題もあります。先日、お母さんが亡くなり、一人では在宅生活ができなくなり、たまたま法人のグループホームに空きができて、そこで暮らせるようになった利用者がおられましたが、これはまれなケースです。

障害福祉サービスのしくみに成果主義を持ち込み、社会にかかわり社会参加するという当事者の願い、権利に実際にどう向き合うのか？ 企業就職では、身体障害などは受け入れられても、精神・知的障害はまだまだ除外されているのが現実です。障害のある人々が「人として生きる、ことから遠ざかるのは、一億総活躍、と相反するのではないのでしょうか？

(写真・文 下野祇園)

【ひろばトーク】

支援の質を決める社会福祉事業報酬の引き上げを 小倉 康司 6

●特集● 社会福祉事業報酬の根拠って、あるの？

基本報酬が削られ、職員の非正規化が加速	
——介護報酬の考え方と経緯	10
介護保険制度との統合をにらみつつ費用抑制のしくみを導入	
——障害福祉サービスの報酬単価の変遷・特徴	16
社会福祉から「見守り」、「教育」へ	
——保育の公定価格の考え方と経緯	22
民間社会福祉のレーゾン・デートル（存在意義）の変遷とその対価	
黒田 孝彦	28
福祉労働の質を維持できる人件費算定根拠の確立を	
石倉 康次	34
年表 社会保障・社会福祉制度の変遷 おもなできごと	40

●トピックス●

秘境のたびシリーズ第2弾

高知県馬路村から徳島県旧海部町に	黒田 孝彦	42
10・28生活保護アクションin日比谷		
引き下げアカン！と参加しました	雨田 信幸	48
行政書士の仕事と生活保護申請手続き	岡 晃敏	50
追悼 朝日健二さん	高木 博史	52
軍隊、戦争では、平和も、安全も、命も守れない	山本 政幸	53

●連載●

フォーラム フクシマの地を訪れて	西浦 哲	56
相談室の窓から 理念を仕事に活かす職員研修	青木 道忠	58
ソーシャルワークの原点と息吹を感じて		
インタビューから明らかになったこと（1）	伊藤 文人	60
育つ風景 保護者と保育者がわかりあうには	清水 玲子	62
「助けて！」って言うてもええねんで！		
実家に頼れない	徳丸ゆき子	64
全盲夫婦の出会いから 二人三脚のあゆみ		
子どもの頃の思い出 勝夫（4）	千田勝夫・絹枝	66
映画案内 『The Lady アウンサンスーチー ひき裂かれた愛』		
吉村 英夫	68	
現代の貧困を訪ねて 日本の殺人と犯罪	生田 武志	70
なにわ銭湯見聞録（32）	ラッキー植松	72
銭湯の歴史・その1～お風呂はホトケさんとごいっしょに		
いただきます！ ふわふわ、もちもち、不思議な食感 ポンデケーキ		
東桃谷幼児の園	74	
ホームレスから日本を見れば	ありむら潜	76
花咲け！男やもめ	川口モトコ	77

みんなのポスト 54 / 福祉の動き 78 / 今月の本棚 81

●グラビア● 〓1億総活躍。に障害があるわたしたちは入っているのですか？

福祉のひろば

2015年12月号

●表紙の絵●
神門やす子



支援の質を決める 社会福祉事業報酬の引き上げを

おぐら 小倉 康司さん
こうじ 康司さん
福祉型障害児入所施設 すみれ愛育館施設長

二〇〇〇年に介護保険制度がはじまり、この一五年、社会福祉は各分野で毎年のように法律や大きな制度変更がはかられてきました。それは「国民の誰もが安心して豊かにくらしたい」という願いから大きくかけ離れたもので、政策側がすすめる個人責任の押しつけと市場化路線により、社会福祉が本来もつ公的責任という本質をゆがめながら進んできたように思います。その激流は利用者や家族、施設・事業所、職員を巻き込み、苦しめ、翻弄ほんろうしてきました。

私自身、二〇〇六年の障害者自立支援法施行を作業所事務職としてむかえました。事業体系が変わり、措置から契約への移行、日払い方式や障害支援区分の実施、そして電子請求システム導入と、現場では仕事内容がその日から一変しました。施行後数か月は毎日毎夜パソコンに向かい、申請や請求事務に追われるいっぽうで、制度変更内容を利用者家族、職員に伝えることに多くの時間を費やしたことをおぼえています。どうすれば運営を継続できるかが軸となり、各施設が本来めざした事業目的がうすれゆくかのような時間でした。

たしかにこの間、運営主体の多様化により障害福祉サービス事業所が増え、利用できる社会資源の数は増加しました。でも、報酬がより多く得られる事業にサービスが集中し、提供する支援の質については事業所間でも大きな格差が広がっていると感じています。

私は現在、福祉型障害児入所施設で管理者を務めています。自立支援法により、児童施設にも従来の措置に加えて契約制度が導入されました。もともと、虐待や家族力の不足から養育が



おぐら こうじ

日本福祉大学社会福祉学部卒業。1983年、社会福祉法人大阪福祉事業財団すみれ共同作業所に支援員として入職後、地域福祉主任として専任に。2010年1月、すみれ愛育館に事務長で異動。2012年4月よりすみれ愛育館施設長。現在、福祉のひろば編集室員。

むずかしい障害のある子どもたちの生活支援を行う施設に、契約制度がなじまないことは明白です。二〇一二年には児童福祉法が改正され、障害児施設におられる一八歳以上の方が契約制度に移行しました。これは利用者本人には「あなたは今日から契約にもとづいて食費や諸費を自己負担してください」、施設には「五年間だけ経過的な費用は出すので、その在籍の猶予期間に本人と関係者で進路を見つけて下さい」というもので、多くの児童施設が先行きの見えないう状況に悩み、今後の方向性の模索が続いています。

この間、総合社会福祉研究所で「介護・障害・保育の報酬単価の根拠はあるのか」をテーマに連続五回の研究会が開催され参加をしました。この間の各分野の報酬の推移をみて、あらためて制度変更が政策的に進められていること。社会福祉事業の要である人件費としての事業報酬が低下し、その水準が支援の質を決めていることを話し合いました。今回、研究会に参加して、研究学習活動の大切さを再確認しています。

大阪福祉事業財団は、憲法と法人綱領のもと、平和と人権を守り、利用者の成長・発達を保障する社会福祉に発展させることを掲げて六五年、実践・事業・運動を積み重ねています。私自身もその中で三二年目をむかえています。これからもいろんな人と出会い、語り合い、当事者の視点を大切に、社会福祉現場で働くことの喜びを感じながら歩んでいきたいものです。



特集

社会福祉事業報酬の根拠って、あるの？

総合社会福祉研究所「社会福祉事業報酬問題研究会」報告

社会福祉事業の運営に不可欠な事業運営の財源は、どのように生み出されているのでしょうか？ 障害福祉施設、児童福祉施設、高齢福祉施設などで生活する、通って在宅生活を送る、もちろん保育所も社会福祉施設です。これらの事業の運営は、利用される方々の人としての生活や発達、成長や文化的な生活を保障する「場」として成り立つように、そのためのいわゆる「人、物、金、施設・設備等」が必須となります。これらの財源をここでは、運営費と呼ぶことにします。

社会福祉事業運営の多くは、地方自治体と社会福祉法人が担っていましたが、地方自治体の担う割合が低下してきました。国や地方自治体が直接運営する場合

は公費として取り扱われますが、社会福祉法人などの民間が行う場合は、国や地方自治体等の委託費用として支払われます。国は、この社会福祉事業への公費支出を抑制してきました。最近では、社会福祉事業の公的責任を横に置き、民間企業と社会福祉法人とを比較したりして、利用者のサービスの対価で運営させるしくみで、社会福祉事業そのものに、自助努力、法人内共助、外部資金の導入などの考え方を持ち込んでいます。いわゆるイコールフットイングというものです。

さて、ここで問われているのは、社会福祉事業の位置と役割、歴史的な経過のなかで、事業の運営費が、どのように変化してきたのか。そもそも、この社会福

社事業を運営するコスト自身が、しっかりした根拠をもってとりくまれてきたのか。同時に、今の社会福祉事業の現実の中で、どのような根拠を持つべきなのかを考えてみよう。と社会福祉事業報酬問題検討会を発足させて、五回の研究会が行われました。この研究会は、今年三月、総合社会福祉研究所理事会において、石倉理事長より今年度研究事業として行うことが提起され、具体化されたものです。

今回の研究会は、主たる報告を総合社会福祉研究所の事務局長がそれぞれ分担し、事業の聞き取りや政策調査などを踏まえて報告し、研究会では事業現場からの報告もいただきました。その上で、研究会に参加されたみなさんが討論して深めるという作業を積み重ねてきました。

そもそもの社会福祉事業における報酬の根拠を提言することをめざしつつも、今回の到達を紹介します。

(編集主幹)

◆社会福祉事業報酬問題研究会のテーマ

- ・ 高齢福祉 特に介護保険の報酬の考え方と経緯 (中島素美)
- ・ 障害福祉の運営費等の考え方と経緯 (西村憲次)
- ・ 保育の公定価格の考え方と経緯 (申 佳弥)
- ・ 社会福祉、特に民間社会福祉のレーゾン・デートル (存在意義)の変遷とその対価 (黒田孝彦)
- ・ 全体を振り返って 社会福祉の報酬根拠は、明確なのか (石倉康次)

